

平成19年度輸入食品監視指導計画監視結果（中間報告）の概要

1. 輸入食品監視指導計画とは

輸入食品等について国が行う監視指導の実施に関する計画（食品衛生法（以下「法」という。）第23条）をいう。

【目的】国が、輸入時の検査や輸入者の監視指導等を重点的、効果的かつ効率的に実施することを推進し、輸入食品等の一層の安全性確保を図る。

2. 輸入食品等の監視指導の基本的な考え方

食品安全基本法第4条（食品の安全性確保は、国の内外における食品供給行程の各段階において適切な措置を講じることにより行わなければならない）の観点から、輸出国、輸入時、国内流通時の3段階での衛生対策確保を図るべく計画を策定し、監視指導を実施する。

3. 重点的に監視指導を実施すべき項目の実施結果

（1）輸入届出時における法違反の有無の確認

届出件数91万件、届出重量約1,223万トン（速報値）について、法に基づく規格及び基準等への適合性について審査を実施。

（2）モニタリング検査^{※1}

① モニタリング計画：約7万9千件

② 実施件数：41,592件（実施率：約52%）、うち違反件数：114件

（3）検査命令^{※2}

① 全輸出国の15品目及び30カ国・1地域の186品目（平成19年9月30日現在）

② 実施件数：52,737件、うち違反件数：292件

（4）違反状況

① 違反件数：619件（違反率：届出件数の約0.1%、検査件数：約10万件）

② 違反品は積み戻し、廃棄等の措置

（5）海外情報等に基づく緊急対応

スイス製グァーガムのダイオキシン類汚染、タイ産ベビーコーンの赤痢菌汚染などの問題について、輸入時の監視体制の強化及び国内の流通状況の調査を行った。

※1：食品の種類毎に輸入量、違反率等を勘案した統計学的な考え方に基づく計画的な検査

※2：違反の蓋然性が高いものについて輸入の都度、検査を命令し、検査に合格しなければ輸入・流通が認められない検査